

# 復職に関する申立書

※就学の方は以下「復職」を「復学」に読み替えてください。

復職したい月をご記入ください

記入欄		
復職希望月		
令和	年	月

① 産休・育児休業を取得している(取得予定の方)へ

No.	保育園等の申込みにおいて復職をどの程度ご希望されますか？下記の(ア)・(イ)・(ウ)いずれかを記入し、下記のNo. 2～3を確認後□にチェックをお願いします。	記入欄
1	(ア)提出された要件書類で指数算定を希望し、保育所等に入所できた場合、遅くとも入園月中に復職する。 (「復職希望月」に申込書①の「利用希望月」と同じ月をご記入ください) → No.2～3を確認 (イ)「復職希望月」以降は復職を希望し、復職希望月の前月まで保育指数を父母ともに10点での利用調整を希望する。 → No.2～6を確認 (ウ) 出産予定があり、「復職希望月」までは復職を希望せず、出産要件期間中は出産での指数算定を希望する。 → No.2～6を確認	ア～ウのいずれかを記入
2	申込児童が保育園等に内定したときは、入園月の末日までに復職し、『復職証明書』を復職後14日以内に提出します（出産要件で内定の場合は不要）。	確認済 □
3	【下記の場合、退園となることがあります。】 ・入園月中に育児休業取得前と同じ条件で復職しなかった場合(育児短時間勤務等の場合を除く。) ・元の勤務先に復職せず転職・退職した場合 ・正規の勤務時間とみなして指数を算定されていた方が、勤務日数を短縮あるいは1日6時間未満の育児短時間勤務で復職した場合（『保育利用のご案内』P32参照） ・利用調整月が産後要件に該当する場合(保育の必要性が就労で認定されている方は、出産予定日の6週間前の月の初日から出産日の翌日から起算して8週間を経過する日の月の末日まで)、保育指数は産後要件(24点)で算定されます。申込み時に申し出がなく、内定(入園を含む)した後に妊娠(出産)が判明した場合、内定取消しまたは退園となることがあります。出産要件で内定した場合、内定月中の復職は不要となります。	□
No.	No. 1で(イ、ウ)を選択された方は下記のNo.4～6を確認後□にチェックをお願いします。	確認済
4	上記No. 1「(イ、ウ)」を選択した場合、『就労証明書』等の保育を必要とする証明書提出の有無に関わらず、利用調整月が「復職希望月」に該当するまでは保護者ともに保育指数を10点とし、加算の調整指数は適用しません。ただし、ウを選択した場合、出産要件期間は提出された要件書類で指数算定を行い、加算の調整指数は適用します。	□
5	利用調整は、指数の高い児童から順に内定を出します。保育指数10点を適用した場合でも、希望保育園の申込み状況によっては内定となる場合があります。内定した場合は、入園月の末日までに復職が必要となります。	□
6	内定を辞退した場合は、『保育利用保留通知書』を交付することはできません。	□

② 産後休業（産後パパ育休を含む）終了後、育児休業を取得せずに直ちに復職される方へ

※産後休業とは、労働基準法に基づく産後休業期間のことをいいます。

No.	下記のNo.1～2を確認後□にチェックをお願いします。	確認済
1	申込児童が保育園等に内定したときは、産後休業終了後、直ちに復職し、育児休業を取得しません。また、『復職証明書』を復職後14日以内に提出します。 ※利用調整時の保育指数は就労要件で算定されます。	□
2	下記の場合、退園となることがあります。 ・出産された児童の預け先が見つからず、復職できない場合(出産児童の月齢によっては、復職が必要な月に練馬区への申込みができない場合があります。) ・産後休業（産後パパ育休を含む）後、出産された児童にかかる育児休業を取得する場合	□

練馬区教育委員会教育長 宛て

保育園等の利用申込みに当たり、保護者全員同意のうえで申し立てます。

なお、上記①のNo.3または②のNo.2に該当した場合には、退園することに異議はありません。

令和 年 月 日 住所

復職する勤務先

※派遣社員の方は派遣元を記入してください。

保護者氏名